

龍桜高等学校学則

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。
2. 高等学校看護学科（専門課程）は、看護学科（基礎課程）の上に看護師として必要な知識及び技術を授け、高い教養と豊かな情操を養い、社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。
 3. 医療福祉科は、今日における福祉の重大さを深く認識し、これらの需要が急速に増大し、必要に迫られている福祉の専門的知識・技術を有する有為な人材を育成することを目的とする。
 4. イングトクリエイト科は、変化の著しい現代社会をたくましく生きぬくために豊かな情操と創造性を養い、社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。
 5. 保育専攻科は、高等普通教育の上に児童福祉法による保育士を養成し、学校教育法に従い社会福祉の実務に従事し得る心身ともに健全な人材を育成することを目的とする。

(名称)

- 第2条 本校は、龍桜高等学校と称する。

(位置)

- 第3条 本校の位置は、鹿児島県始良市加治木町木田5,348番地におく。

第2章 課程の組織及び収容定員

(課程)

- 第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制課程

看護学科（基礎課程）	240名	医療福祉科	105名
看護学科（専門課程）	160名	イングトクリエイト科	120名
保育専攻科	70名		計695名

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

- 第5条 本校の看護学科（基礎課程）及び医療福祉科・イングトクリエイト科の修業年限は3年とする。
2. 看護学科（専門課程）・保育専攻科の修業年限は、2年とする。

(学年)

- 第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

- 第1学期 4月1日から8月31日まで
- 第2学期 9月1日から12月31日まで
- 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日 なお「国民の祝日」が日曜日にあたるときはその翌日休日
 - (2) 学園記念日 5月2日
 - (3) 日曜日
 - (4) 土曜日 年20日以内
 - (5) 学年始休業 4月1日から4月5日まで
 - (6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - (7) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
 - (8) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
2. 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
3. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わない事がある。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 前号に準ずる学校を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (5) 看護学科(専門課程)に入学できる者は、同じ看護学科(基礎課程)の卒業生に限る。但し、入学選抜試験は行わない。
- (6) 保育専攻科に入学できる者は、高等学校を卒業した者

(転入学及び編入学資格)

- 第10条 第2学年以上に転入学することができる者は、前条の規定する資格を有しかつ、前各学年の課程を修了したものとする。
2. 第2学年以上に編入することができる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了したと同等の学力があると認められる者とする。
3. 他の看護学科(専門課程)で学ぶ者で、本校に転入学を志願するものがあるときは、学校長は欠員のある場合に限り選考の上相当年次に転入学を許可することができる。
4. 前項の規定により、転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び時間数の取り扱い並びに在学すべき年数については学校長が決定する。
5. 相当年齢に達しその各前年の教育課程修了者と同等以上の学力がある者で欠員のある場合に限り、校長が認めた者は編入学を許可する。

(入学許可)

第11条 入学を希望する者には、選考を行い入学を許可する。

(出願手続き)

第12条 入学又は転入学を希望する者は、所定の期日までに本校所定の入学願書その他の書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。但し、本校の看護学科において、4年進級（専門課程入学）する者については、入学検定料を課さない。

(入学手続き)

第13条 入学の許可を受けた者は、すみやかに保証人連署の誓約書その他の書類に入学金を添え、提出しなければならない。

2. 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなるときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保護者において願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保護者において願い出て、許可を受けなければならない。

(再入学)

第16条 第14条及び前条の規定により、転学または退学した者が再入学を願い出たときは、その事由により許可することがある。

(休学)

第17条 生徒が病気その他やむを得ない事由のため、3か月以上出席することができないときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保護者において願い出て、許可を受けなければならない。

(復学)

第18条 前条の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明らかにし、必要書類を添え、保護者において願い出て、許可を受けなければならない。

第5章 教育課程、学習評価及び卒業・修了等

(教育課程)

第19条 本校、看護学科の教育課程は別表1に、医療福祉科の教育課程は別表2、イングトリエイト科の教育課程は別表3、保育専攻科の教育課程は、別表4に定める教科ならびに特別教育活動及び学校行事等により編成する。

(学習評価)

第20条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業・修了)

第21条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書及び修了証書を授与する。

(原級留置)

第22条 生徒が長期休学その他の事由により所定の単位を修得せず、進級させることが妥当であると認めがたいときは、原学年に留め置くことがある。

(資格の取得)

第23条 本校看護学科を修了した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

2. 本校医療福祉科を卒業した者には、介護福祉士国家試験の受験資格が与えられる。

3. 保育専攻科を修了したものは、保育士証が与えられる。

第6章 保証人

(保証人)

第24条 保証人は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 親権者・後見人

(2) 兄弟・縁故ある者

(3) 成年者で独立の生計を営む者

2. 保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、つねに学校教育活動に協力しなければならないものとする。

3. 保証人は、本校の教育方針に協力し、生徒の一身上の責任を負うものとする。

(保証人の変動)

第25条 保証人が転籍、転居または氏名変更したときは、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。

2. 前項の変動が死亡、失踪または禁治産の宣告もしくは破産等にかかるものであるときは、あらためて、保証人を定めなければならない。

3. 保証人が適当でないと認められるときは、変更させるときがある。

第7章 教職員及び運営

(教職員)

第26条 本校に次の教職員をおく。

(1) 校長

(2) 教頭

(3) 教諭

(4) 助教諭

(5) 養護教諭

(6) 実習助手

(7) 事務職員

(8) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師

(9) 司書

2. 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。

3. 教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。

4. 前第2項及び第3項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第8章 学生生徒等納付金及び検定料

(授業料・入学金および入学検定料)

第27条 本校の学生生徒等納付金、および入学検定料は次のとおりとする。

	看護学科 (基礎課程)	医療福祉科	インテグリエイト科	看護学科 (専門課程)	保育専攻科
授業料	50,500	49,500	46,500	60,000	52,000
入学金	100,000	100,000	100,000	160,000	100,000
入学検定料	10,000	10,000	10,000	—	10,000

(納入及び納入の特例)

第28条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の翌月から授業料を免除することがある。

(滞納)

第29条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を1か月以上滞納しその後においても納入の見込みがないときは退学を命ずる事がある。

(納付金の不還付)

第30条 すでに納入した授業料、入学金及び入学検定料は、理由のいかんを問わず返還しない。

第9章 賞 罰

(褒章)

第31条 生徒がその成績、性行とも優れ、他の模範となるときは、褒章することがある。

(懲戒)

第32条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3. 前項の退学は、次の各号の1に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成績向上の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第10章 雑 則

(実施に関する必要な事項)

第33条 本学則施行に関し、必要な細則は別に定める。

第11章 寄 宿 舎

(寄宿舍)

第34条 本校は、寄宿舍として龍桜高等学校寮を設置する。なお、寄宿舍に関する事項は別に定める。

附 則

1. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
2. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
3. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
4. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
5. イングトクリエイト科のうち、平成30年度までのモードビジネス科入学生についてはモードビジネス科とする。
6. この学則は、令和2年4月1日から施行する。